

## 太陽光発電設備等(再生可能エネルギー発電設備)に係る課税について

家屋の屋根・土地等に10キロワット以上の太陽光パネルを設置して、売電する場合には、設置した太陽光パネル等の設備は固定資産税(家屋または償却資産)の対象となります。太陽光パネルの設置方法により、固定資産税の課税内容は下表のとおりとなります。下表に基づいて、償却資産に該当するそれぞれの設備を所有されている方は固定資産税(償却資産)の申告をお願いします。

### 1 設置者および発電規模別課税区分

| 設置者     | 10kw以上の太陽光発電設備<br>(余剰売電・全量売電)  | 10kw未満の太陽光発電設備<br>(余剰売電)                          |
|---------|--|---|
| 個人(住宅用) | <p>家屋の屋根などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して発電量の全量又は余剰を売電される場合は、売電するための事業用資産となり、発電に係る設備は課税の対象となります。</p> | <p>売電するための事業用資産とはなりませんので、償却資産としては課税の対象外となります。</p> |
| 個人(事業用) | <p>個人の方であっても事業の用に供している資産については、発電出力量や、全量売電か余剰売電かにかかわらず償却資産として課税の対象になります。</p>                    |   |
| 法人      | <p>事業の用に供している資産になりますので、発電出力量や、全量売電か余剰売電かにかかわらず償却資産として課税の対象になります。</p>                           |   |

### 3 太陽光発電設備の課税標準の特例について

一定の要件を満たす設備には下記の表のとおり課税標準の特例が適用され、税負担が軽減されます。尚、所有する太陽光発電設備が固定資産税(償却資産)に該当するか判断が困難な場合や、申告方法についてご不明な点がございましたら、税務課資産税係までご連絡ください。

〒839-1393  
 福岡県うきは市吉井町新治316番地  
 うきは市役所 税務課資産税係  
 TEL 0943-75-4977(直通)

|            | 平成 30 年度税制改正<br>(旧法附則第 15 条第 33 項第 1 号イ・2 号イ)   | 令和 2 年度税制改正<br>(法附則第 15 条第 27 項第 1 号イ・2 号イ) |            |           |  |           |  |   |       |            |           |  |           |  |
|------------|---|---|------------|-----------|--|-----------|--|---|-------|------------|-----------|--|-----------|--|
| 取得時期       | 平成 30 年 4 月 1 日<br>～<br>令和 2 年 3 月 31 日   | 令和 2 年 4 月 1 日<br>～<br>令和 4 年 3 月 31 日      |            |           |  |           |  |   |       |            |           |  |           |  |
| 対象設備       | 再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けて取得されたもの<br>(再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けたものは対象外)  |   |            |           |  |           |  |   |       |            |           |  |           |  |
| 適用期間及び特例割合 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備の規模</th> <th>適用期間及び特例割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1000kw 未満</td> <td>新たに固定資産税(償却資産)が課せられることとなった年度から 3 年度分の課税標準額を 3 分の 2 とする</td> </tr> <tr> <td>1000kw 以上</td> <td>新たに固定資産税(償却資産)が課せられることとなった年度から 3 年度分の課税標準額を 4 分の 3 とする</td> </tr> </tbody> </table> | 設備の規模                                       | 適用期間及び特例割合 | 1000kw 未満 | 新たに固定資産税(償却資産)が課せられることとなった年度から 3 年度分の課税標準額を 3 分の 2 とする | 1000kw 以上 | 新たに固定資産税(償却資産)が課せられることとなった年度から 3 年度分の課税標準額を 4 分の 3 とする | <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備の規模</th> <th>適用期間及び特例割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1000kw 未満</td> <td>新たに固定資産税(償却資産)が課せられることとなった年度から 3 年度分の課税標準額を 3 分の 2 とする</td> </tr> <tr> <td>1000kw 以上</td> <td>新たに固定資産税(償却資産)が課せられることとなった年度から 3 年度分の課税標準額を 4 分の 3 とする</td> </tr> </tbody> </table> | 設備の規模 | 適用期間及び特例割合 | 1000kw 未満 | 新たに固定資産税(償却資産)が課せられることとなった年度から 3 年度分の課税標準額を 3 分の 2 とする | 1000kw 以上 | 新たに固定資産税(償却資産)が課せられることとなった年度から 3 年度分の課税標準額を 4 分の 3 とする |
| 設備の規模      | 適用期間及び特例割合  |   |            |           |  |           |  |   |       |            |           |  |           |  |
| 1000kw 未満  | 新たに固定資産税(償却資産)が課せられることとなった年度から 3 年度分の課税標準額を 3 分の 2 とする  |   |            |           |  |           |  |   |       |            |           |  |           |  |
| 1000kw 以上  | 新たに固定資産税(償却資産)が課せられることとなった年度から 3 年度分の課税標準額を 4 分の 3 とする  |   |            |           |  |           |  |   |       |            |           |  |           |  |
| 設備の規模      | 適用期間及び特例割合  |   |            |           |  |           |  |   |       |            |           |  |           |  |
| 1000kw 未満  | 新たに固定資産税(償却資産)が課せられることとなった年度から 3 年度分の課税標準額を 3 分の 2 とする  |   |            |           |  |           |  |   |       |            |           |  |           |  |
| 1000kw 以上  | 新たに固定資産税(償却資産)が課せられることとなった年度から 3 年度分の課税標準額を 4 分の 3 とする  |   |            |           |  |           |  |   |       |            |           |  |           |  |
| 特例終了年度     | 令和 5 年度まで   | 令和 7 年度まで                                   |            |           |  |           |  |   |       |            |           |  |           |  |
| 必要書類       | 1.「償却資産申告書」<br>「償却資産種類別明細書」<br><br>2.一般社団法人環境共創イニシアチブまたは公益財団法人日本環境協会が発行する<br>「再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書」の写し  |   |            |           |  |           |  |   |       |            |           |  |           |  |